

関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付要綱

(平成16年4月14日関市告示第55号)

(目的)

第1条 この告示は、資源ごみを集団で回収する事業（以下「事業」という。）を実施する市民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの分別排出及び資源の有効利用を推進し、市民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、営利を目的としない団体であつて、自治会、PTA、子供会、老人会、女性団体等の市民で構成されたもの（以下「実施団体」という。）とする。

(対象品目)

第3条 奨励金の交付対象となる資源ごみの品目（以下「対象品目」という。）は、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及び古紙とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、実施団体が資源回収業者に引き渡した対象品目1キログラム当たり1.5円とする。

2 奨励金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、関市資源ごみ集団回収事業実施計画書（別記様式第1号）を、その事業を実施する年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書を提出した実施団体は、事業の実施の都度、関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付申請書（別記様式第2号）に資源回収業者の計量証明書等の売却した重量が明らかとなる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第2項の規定により申請があつた場合は、その内容を確認し、適当と認めたときはこれを受理し、奨励金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（請求の手續）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた実施団体は、関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付請求書（別記様式第4号）により、奨励金の交付を請求するものとする。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成16年4月14日から施行する。

附 則（平成19年2月15日関市告示第29号）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に回収された資源ごみに係る奨励金について適用し、同日前に回収された資源ごみに係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月14日関市告示第15号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び別記様式第2号の規定は、この告示の施行の日以後に回収された資源ごみに係る奨励金について適用し、同日前に回収された資源ごみに係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月1日関市告示第216号）

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成21年4月1日以後に回収された資源ごみに係る奨励金について適用し、同日前に回収された資源ごみに係る奨励金については、なお従前の例による。